ブロック塀等の対応状況の進捗について

1 概要

学校施設、区有施設、公園等及び通学路のブロック塀等の対応状況について、以下のとおり報告する。

2 学校施設等のブロック塀等

(令和元年8月1日現在)

	学校施設	区有施設	公園・児童遊園
(ア) 現在の建築基準法に	林町小学校※	千石西保育園・児童館※	小日向公園※
適合していない可能性があ	第一中学校※	駒込保育園※	竹早公園※
るブロック塀で、安心・安全	文林中学校※	こひなた保育園※	駕籠町公園※
を最優先して対応を行うも	柳町こどもの森※	子育てひろば西片	真砂児童遊園※
0		千石図書館・アカデミー千石	
		真砂中央図書館※	
(イ) 現在の建築基準法に	青柳小学校※	大塚保育園・児童館	
適合しているブロック塀等	根津小学校※	子育てひろば西片	
で、安心・安全を最優先して	文林中学校※		
対応を行うもの			

※は撤去又は補修等対応済み

3 通学路のブロック塀等

(1) 進捗状況(塀の適正な維持管理の周知・啓発)

(令和元年8月1日現在)

	全体箇所数	普及・啓発箇所数	期間
危険度判定による	20 よ配	28 か所	平成 31 年 1 月から 3
C判定の塀	28 か所		月末まで
危険度判定による	1 210 み記	00 み形	令和元年 5 月から開始
B判定の塀	1,319 か所	80 か所	行相儿牛3月かり開始

※外観目視調査を実施し、総数 4,960 か所のブロック塀等を、危険度判定指針に基づき、危険度の低い順にA・B・Cの3段階に分類した。

(2) 今後の予定

危険度判定によるC判定の塀については、今年度内に、再度区職員が所有者や管理者に周知・啓発を行う。

また、B判定の塀についても、危険度の高い塀より順に、引き続き対応する。

参考

危険度判定指針:建築基準法の規定による指針と、損傷状況(傾き、ぐらつき、ひび割れ、欠損)から判定した老朽化度の指針に基づき、下記のとおり危険度の低い順にA・B・Cの3段階に分類した。

	危 険 度 判 定 指 針	状 況 等
A	○建築基準法の規定による指針に適合し、 老朽化度による指針の判定が a の塀	緊急性及び危険性が低いが、適正な維持 管理を必要とする塀
В	○建築基準法の規定による指針に適合し、老朽化度による指針の判定が b の塀○建築基準法の規定による指針に適合せず、老朽化度による指針の判定が a 又は b の塀	緊急性は低いが、今後、補修・補強等が必 要な塀
С	○建築基準法の規定による指針の適合性に 関係なく、老朽化度による指針の判定が c の塀	補強や撤去等、改修が早期に必要な塀